由布市 臨時的任用職員・嘱託職員の登録受付について

由布市では、市の各庁舎及び各施設において事務補助、作業等を行う臨時・嘱託職員の採用候補者の登録を受け付けます。この登録は、必要な業務に応じて雇用するものであり、必ずしも雇用を約束するものではありません。

１．申込方法等

（１）指定の登録応募用紙に必要事項及び希望する職種を優先順に記入し、写真を添付のうえ、封筒に登録応募用紙と住所、氏名を書いた官製ハガキを同封して、直接又は郵送でお申し込みください（官製ハガキは面接日程等をお知らせするのに使用します）。郵送の場合は、封筒の表に「臨時嘱託職員登録応募用紙在中」と朱書きしてください。

※　資格を有する職種は、資格証明書等の写しを添付してください。

（２）登録応募用紙

・総務課、挾間地域振興課、湯布院地域振興課に置いています。

（３）申込先

市長部局：総務課職員係　〒879-5498　由布市庄内町柿原３０２番地
教育委員会部局：教育総務課総務係　〒879-5498　由布市庄内町柿原３０２番地

（４）申込受付期間

・平成３０年１月４日（木）から平成３０年１月２５日（木）まで
・午前８時３０分から午後５時まで　（土曜日、日曜、祝日を除く）
・郵送の場合は、平成３０年１月２５日（木）までの消印有効です。

２．候補者名簿登録について

（１）個人面接又は集団面接を実施します。
（２）面接日は、平成３０年２月３日（土）を予定しています。
（３）雇用開始は、平成３０年４月１日です。
（４）雇用期間は、最長１年です。
（５）応募多数の場合は、由布市内在住者を優先します。
（６）採用の必要がある時には、候補者名簿登録者の中から選考し通知します。

※　登録期間は１年間とします。

３．勤務条件等について

（１）賃金　業務内容により異なります。
（２）勤務時間　原則として午前８時３０分から午後５時ですが、職場によっては勤務時間が異なります。
（３）その他

・休日等　原則として、土曜、日曜、祝日が休日となります（職場によっては、休日が異なります）。
・休暇等　由布市の規定により、年次有給休暇等が付与されます。
・社会保険等　社会保険、雇用保険に加入していただきます。

●問い合わせ先

総務課職員係　☎097-582-1112　　教育総務課総務係　☎097-582-1117